

はしがき

めったに変わらない民法が相次いで改正されました。画期的なことです。しかも、相続に関する改正がいくつも。

- ・高齢化に対応した改正。介護問題や遺された配偶者の生活への配慮です。
- ・遺産分割が決まらず（決めず）、または、相続に関する登記をせず、亡くなった人名義のままの不動産への対応。相続したがり処分もできず持て余している土地への対応。いずれも、昨今の社会状況を踏まえた改正です。

目次と本文に **NEW** がついています。最新情報です。

皆さまのご家庭がより円満であるように、本書を活用いただきたいのですが、「全部読んでください」とは申しません。気になるところ、必要なところをご覧ください、「そうだ、やろう」と思うことを実行いただくことが、解決への近道です。

本書の内容は、次のような構成になっています。

- 序章では、新しい制度のポイントを紹介します。まず、お読みください。
- 第1章では、わが家が取り組む必要があるテーマを明らかにします。ぜひお読みください。
- 相続税がかかりそう、気になる方は第2章をお読みください。
- 遺言について知りたい、相続する人が複数人いるご家庭は第3章をお読みください。相続をトラブルもなくストレスもなく…、そのために遺言は有効です。そして、正しい知識も必要です。
- 家族に資産を贈与しようと考えている方は、第4章をお読みください。今後の贈与税・相続税の改正の動向もコラムで紹介しています。
- 配偶者がいらっしゃる方は、第5章をお読みください。遺された配偶者が希望すれば自宅に生涯住み続けられるよう、かつ、配偶者のその後の生活資金のことも考えた新しい制度ができました。ぜひご一読ください。

- お孫さんへの贈与を考えている方は、第6章をお読みください。
- 義理のお子さん（お嫁さん・お婿さん）に、生活のサポート（介護等）を受けている方、将来受ける可能性のある方は、第7章をお読みください。家族円満のための新制度ができました。
- 相続する人が複数人いる方は、第8章をお読みください。遺産分割に期限はありませんが、相続人が協力して1日も早く決めたいものです。そして、新しい制度もでき、相続発生後「10カ月」・「3年」・「10年」を意識する必要が出てきました。
- すでに発生した相続についてまだ遺産分割が決まっていない、という方は、必ず第8章をお読みください。新しい制度が適用されます。
- 土地を相続したが、利用する予定もなく、売却したいが買い手もなく、持て余している、そのような方は第8章が必読です。国がその土地を引き取る新しい制度ができました。
- 将来相続が起きたときに、家族に迷惑はかけたくない、という方は、第9章をお読みください。相続発生後、相続人は多種多様な手続きに翻弄されます。家族に余計な手間をかけぬよう、思い立った時にできることから始めましょう。

相続・贈与に関する類書が多数ある中、日本法令の伊藤さん、志村さんに執筆の機会をいただきました。“ご家族の円満な生活、トラブルはもちろんストレスもないように”、そのお役に立ちたい、との強い想いを持つ仲間と企画を練り、執筆いたしました。

税理士が税金のことを、弁護士が民法のことを、ファイナンシャルプランナーが手続きについて書いていますが、一番大切なことは、「総合的に、バランスよく」です。そのことを念頭にチームワークを大事に本書を作りました。

「やろう」と思ったことを実行いただき、それが皆さまの幸せにつながれば幸いです。

令和3年11月

執筆者代表 田場 万優

目次

はしがき	01
序章 約40年ぶりの民法大改正（新制度創設）を受けて、 お伝えしたいこと	09
NEW 1 お母さん・お父さんに向けて	12
NEW 2 お嫁さん・お婿さんに向けて	20
第1章 わが家に相続問題ってあるの？	25
1 相続できる人は誰？	27
2 「この財産をこの人に」を考えていますか？ 一決めたら、遺言が必要です	29
3 遺言がないときは、どうやって決める？	31
4 遺言書は作成したほうがよい？	32
5 遺言書を作ろう作ろうと思っていたら……	32
コラム 法律は不器用です。「平等」って何でしょうか？ ～子どもの相続分は同じ。同居・別居も同じ。介護に 貢献した子も貢献しない子も同じ……～	33
6 相続税がかかるか？ かからないか？	37
7 生活のサポート・介護等に対する“ありがとう”の表し方 ……	37
8 相続問題はいつから考えたらよいのでしょうか？	38

第2章 わが家にどのくらい相続税がかかる？ 43

1 相続税がかかるか、かからないか、それが問題 45

コラム 法定相続人と法定相続分の具体例 48

2 どんな財産に相続税がかかる？ 49

3 財産を「相続税を計算するものさし」で測ると 53

4 自宅敷地には大きな特例がある 56

5 相続税は分割払いでやってくる 61

6 相続税はどうやって払うの？ 68

コラム 物納することができる財産 71

第3章 遺言を書いたほうがよい？ 73

1 遺言があれば、トラブルもストレスもなく粛々と進められる 75

コラム 被相続人の最終意思とは？ 76

2 遺言の形式ルール・内容はしっかりと 77

コラム 相続手続きは結構大変。遺言執行者とは？ 78

NEW 3 遺言っていろいろあるけどどれがよい？

—安心なのは公正証書遺言 80

4 遺言の代わりに家族信託？ 87

5 遺言を書くときに気をつけるのは「遺留分」 88

コラム 具体的な遺留分の計算方法 93

6 「遺留分」を考えて遺言を書くには 101

第4章 生前贈与	103
1 生前贈与って必要?	105
2 家族間の贈与でも贈与税ってかかるの?	107
3 毎年、子どもに同じ金額(現金)を贈与すると認められな いて本当?	110
4 証拠と忘れ止めのための贈与契約書	112
5 コツコツ贈与、積み上げると大きな効果	115
コラム 3年以内贈与加算(相続税のルール)	117
6 まとまった金額の財産を一相続時精算課税 ～60歳以上の父母・祖父母から、20歳以上の子・孫に～	117
7 景気対策としていろいろある贈与税の特例	123
コラム 生活費の贈与は非課税	125
8 贈与の前に自分のライフプランニングを	129
コラム 今後の贈与税・相続税改正の動向と生前贈与	131
 第5章 配偶者への財産の渡し方	 135
1 相続。まずは、配偶者が欲しいものを渡す	137
2 配偶者の法定相続分は大きい	138
3 配偶者、基本的には相続税はかからない	140
NEW 4 配偶者が、ずっと自宅に住み続けたい～配偶者居住権～	143
NEW 5 「配偶者居住権」使う? 使わない?	148
6 配偶者が相続したほうがいいもの、しないほうがいいもの	152

図5-16 相続した財産を売却した場合の所得税の特例「相続税の取得費加算の特例」	155
---	-----

第6章 孫への財産の渡し方 157

1 お孫さんへの財産移転の流れ	159
2 渡し方①—遺言で渡す	160
3 渡し方②—生命保険で渡す	161
4 渡し方③—孫を養子にして相続させる	162
5 渡し方④—生前贈与（暦年課税方式）で渡す	164
6 渡し方⑤—生前贈与（相続時精算課税方式）で渡す	165
7 渡し方⑥—特例を使う（住宅取得・教育資金・結婚子育て資金）	167

第7章 義理の子（お嫁さん・お婿さん）への財産の渡し方

..... 171

1 介護に貢献しても相続分はない	173
------------------	-----

NEW 2 新しい制度「特別寄与料」はお嫁さん・お婿さんのため	175
--	-----

図5-17 特別寄与料と相続税申告	179
--------------------------	-----

NEW 3 特別寄与料を請求するのってストレス？	180
---------------------------------	-----

4 お世話になっているときに、「ありがとう」に添えて生前贈与	182
--------------------------------	-----

5 義理の子どもに財産を渡すための遺言	185
---------------------	-----

第8章 相続手続きについての改正

～遺産分割に期限が設けられ、相続した不要な土地を
国に渡せるように…………… 187

NEW 1 遺産分割協議いつまでにしなければならない？…………… 189

図解 相続人申告登記の新設（2021年改正）…………… 193

図解 相続開始10年経過後の特別受益と寄与分の主張制限
（2021年改正）…………… 194

NEW 2 負担が大きい先祖伝来の土地……どうにかならない？
～国庫に帰属させる新制度～…………… 195

図解 相続等により取得した土地を国庫帰属させる制度
…………… 196

第9章 相続発生後の手続き

～やるべきことを知って、いま考えること…………… 199

1 相続発生後の手続き一覧…………… 201

2 相続発生したことは、銀行には内緒？…………… 205

図解 相続発生直前に預金を引き出すと相続税がかからな
い？…………… 206

3 死亡保険金はすぐに使える現金…………… 206

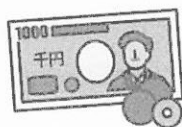
4 戸籍謄本（出生から死亡まで）取り寄せはわが家のルーツ
を知る機会…………… 207

5 「社会保険の諸手続き」が最初の難関…………… 208

6 家族が苦勞なならないように…………… 209

序章

約40年ぶりの民法大改正（新制度創設）
を受けて、お伝えしたいこと



2018年・2021年と続けて、相続に関する民法等の大改正が行われました。

義理の子どもを含め家族がより円満に暮らすための新たな選択肢や、配偶者に先立たれた後、安心な生活を送るための手立てが誕生しました。

また、相続した不動産に関する大改正も決まりました。

資産を遺す「お父さま・お母さま」に向けて、そして、いままでは相続に関して蚊帳の外であった「義理の子ども（お嫁さん・お婿さん）」に向けて、お話しします。

生活サポート・介護への対応

介護してくれる義理の娘・息子にありがとう、と—————

平均寿命＝健康寿命ならいいのに。まわりの人に介護等の負担は負わせたくない。

でも、年齢を重ねると少しずつできることが減っていき、家族に大なり小なり生活をサポートしてもらうことは避けて通れません。その感謝の気持ちをどう伝えましょうか。

遺された配偶者への対応

遺された配偶者がその後どこに住むか？—————

引き続き住み慣れた自宅に？ または、高齢者にやさしい設備のある住まいに？ その転居の時期は？ 等々、配偶者のライフプランニングも大切です。

民法で新しい制度ができ、介護等を担った親族に報いるため、また、遺された配偶者のその後の生活が安心できるように、解決策の選択肢が増えました。

相続した土地にまつわる諸問題への対応

土地について遺産分割が決まらないまま放置したり、相続した不動産について相続登記をしなかったり、その結果、不動産の登記簿を見ても現在の所有者がすぐにわからないケースが多発しています。また、例えば、先祖伝来の土地を相続したが利用するあてもなく、持っているだけで負担だ、というケースも増えています。

これらの相続した土地等にまつわる諸問題を解決すべく民法が改正されました。

わが家に当てはまることはないか、チェックしましょう。

1) お母さん・お父さんに向けて

親御さんに新しい制度（仕組み）の概要をご理解いただき、わが家が円満であるよう、楽しい時間が続くように、考えていただきたいと思います。家族にとって小さなストレスも辛いものですから。

1) 将来の相続問題を考えるときに、お嫁さん・お婿さんも登場人物に

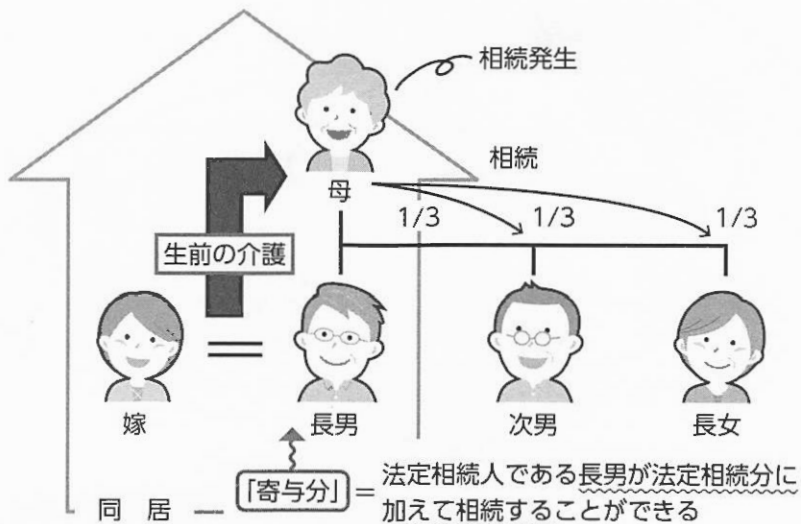
昭和の時代は、結婚とは「家に嫁ぐ」であり、嫁は姑（義理のお母さん）に尽くすのが普通であり、その嫁と姑の葛藤・バトルを取り上げたテレビドラマが高視聴率をあげていました。また、漫画「サザエさん」は磯野波平さん・フネさん夫婦と、その娘サザエさんと夫（フグ田マスオさん）との同居生活が舞台で、日曜夕方の日本一ポピュラーなテレビ番組でした。「嫁と舅・姑」「婿と舅・姑」という義理の親子を取り上げたドラマ・漫画は多く一般的なのに、その親御さんが亡くなった場合、嫁と婿に義理の親の財産を相続する権利はなく、遺産分割について嫁と婿は蚊帳の外でした。

例えば、母親と長男夫婦が同居していて、次男・長女は別居というケース。

高齢の母親が要介護状態になり、長男の妻（お嫁さん）が日々の世話・介護を長期間続けている中、母親が亡くなりまし

た。母親の財産をどうやって分けるか、つまり「遺産分割」は、民法（法律）で決められた「相続人」である「長男・次男・長女」で行います。長男の妻（お嫁さん）は相続人でないため、（義理の）母親の財産を相続する権利はありません。「私が長年献身的に介護してきたにもかかわらず、私は財産をもらえない」と長男の妻。「妻が、おふくろの世話をしてきたにもかかわらず、長男・次男・長女の相続する権利（法定相続分）は均等で1/3ずつ、とは不公平だ」と長男。といったトラブルが少なくありません。

このようなケースでは、母親の扶養義務をもつ長男が、その扶養義務を超える世話をした場合等で要件を満たし、長男に「寄与分」という権利が認められた場合は、長男はその分、法定相続分に加えて相続することができます。しかし、長男の妻はそもそも相続人ではないので、どんなに（義理の）母親に対して貢献しても、遺産分割の対象外でした。

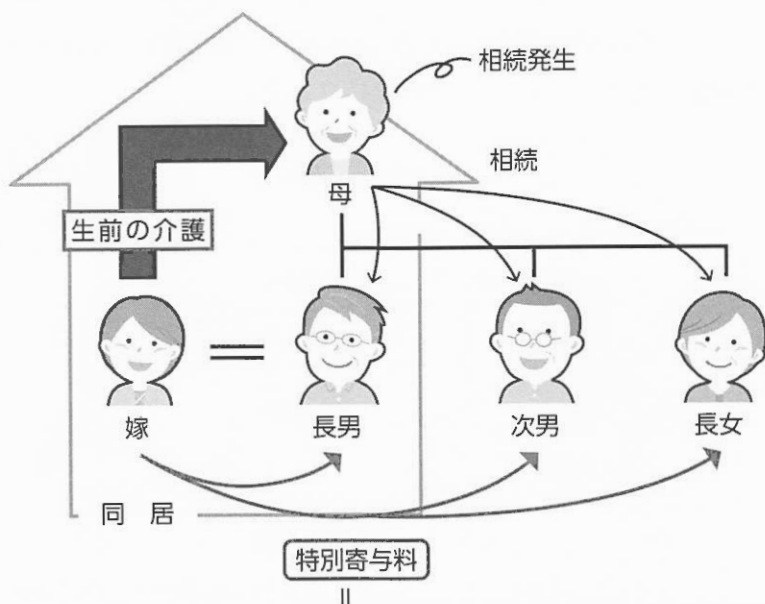


それが、令和の時代に入り変わりました。令和元年（2019年）7月1日以降に発生した相続から、亡くなった親御さんの介護等に大きな貢献をした相続人以外の人（ただし、親族に限ります）も「貢献した」と認められれば、相続財産をもらうことができる制度が新しくできました。先ほどのケースで、お嫁さんが亡き（義理の）母の相続財産をもらうことができるようになったのです。

今後、将来の相続問題を考えるとき、義理の子ども（お嫁さん・お婿さん）等も登場人物となり得るのです。

この新しくできた制度を「特別寄与料制度」といいます。

「特別寄与料制度」という今までなかった画期的な制度が誕生したわけですが、実際に使う場面をイメージすると、家庭内



◎長男の嫁が長男・次男や長女に請求できる制度

でかなりのストレスも想定されます。新制度を実行するためには、「特別寄与料をください」とお嫁さんが義理の兄弟姉妹に言う必要があるのですが、お嫁さんが言い出せない性格かもしれませんし、頑張って言い出したら、義理の兄弟姉妹がびっくりして……と、せっかくの円満な家族関係がぎくしゃくするリスクもあります。また、その金額を決めることも容易ではありません。

しかし、「特別寄与料」という、介護等に尽くしてくれたお嫁さんに報いる制度が民法に創設されたのですから、お嫁さんに財産を渡しやすくなった、これは事実です。

そこで提案です。

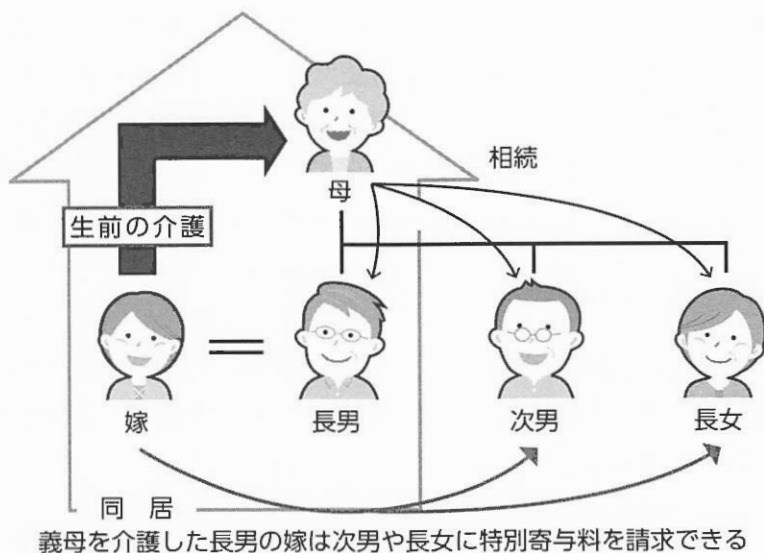
イ) お母さんがお嫁さんに金銭を贈与する

お母さんが介護等を受けているその時に、お嫁さんに「いつもありがとうね。」と言ってお金を直接お嫁さんに贈与する方法。感謝の気持ちと資産（お金）を一緒に届けることができるわけです。大事なコミュニケーションですね。

ロ) お母さんが遺言を書いてお嫁さんに財産を渡す

お母さんが生前「自分が亡くなったら、お嫁さん（○子）に現金〇〇円を渡す」といった遺言を書く方法です。遺言が遺された場合は、原則としてその遺言どおり財産分けが行われます。


この遺言があれば、お嫁さんが「私にお金（特別寄与料）をください」と義理の兄弟姉妹に言わなくても済むのです。




でもギクシャクしない?...

介護のお礼として母は生前に (あらかじめ)

提案 1

嫁
長男の  に
少しずつ贈与する

提案 2

嫁
長男の  にも
遺産を渡せるように
遺言を書いておく

●執筆者紹介●

税理士法人山田&パートナーズ

角田 実奈（税理士）

河村 美佳（税理士）

酒徳 篤史（税理士）

田場 万優（税理士）

畑 ゆかり（税理士）

渡邊真由美（税理士）

弁護士法人 Y & P 法律事務所

荒初 航輔（弁護士）

平良 明久（弁護士）

田中 康敦（弁護士）

山田コンサルティンググループ株式会社

布施麻記子（税理士）

相続あんしんサポート株式会社

臼井 悦子（CFP®）

●法人紹介●

税理士法人山田&パートナーズ

総合型税理士法人として、幅広いコンサルティングメニューを揃える。特に資産税に強い税理士法人として、丁寧できめ細かな対応をモットーに総合的な申告サービスを提供。また、お客様のニーズに合わせた対策の提案や組織力を生かした実行をサポートする。全国18か所、海外に5拠点を展開するとともに、グローバルネットワークであるグラントソントンにメンバーファームとして加盟し、国際相続業務にも一定の評価がある。

弁護士法人 Y&P 法律事務所

法人・個人のお客様を問わず幅広い取扱分野を揃える。特に相続関連業務の取扱いが多く、遺言書作成や民事信託などの生前対策、相続開始後の調停や訴訟などの相続紛争対応を行っている。また、金融機関などの事業者向けに相続関連セミナーを多数実施している。

山田コンサルティンググループ株式会社

現：税理士法人山田&パートナーズの一部門がスピンアウトして1989年設立。経営コンサルティング・不動産コンサルティング・教育研修等をワンストップで提供。東証一部上場。

相続あんしんサポート株式会社

相続手続の代行を専門に行っている。故人名義の預貯金・有価証券などを相続人が受け取れるよう手続きを代行するほか、さまざまな手続きのサポートやアドバイスをを行っている。専門会社ならではの迅速・正確な業務で、相続人の方々の「不安・心配」を「あんしん」にかえていただくことがモットー。

山田コンサルティンググループ株式会社の100%子会社。

所在地 東京都千代田区丸の内1-8-1

丸の内トラストタワーN館

8階：税理士法人山田&パートナーズ

9階：弁護士法人 Y&P 法律事務所

10階：山田コンサルティンググループ株式会社

相続あんしんサポート株式会社